条件付一般競争入札基本事項（建設工事）

1　入札に参加する者に必要な要件

（1）　地方自治法施行令第１６７条の４第１項及び第２項、第３項の規定に該当しない者であること。

（2）　建設業法第２８条に規定する指示又は営業停止の措置を受けていないこと。

（3）　入札参加申込期限の日から落札決定の日までの間において、国、秋田県及び本市の指名停止措置を受けていないこと。

※落札決定の日は、落札決定通知日をいう。

（4）　法人税（申告所得税)、消費税及び地方消費税に滞納がないこと。

（5）　本工事と同種の工事の元請けとしての履行実績があること。共同企業体の構成員としての実績は、出資比率２０パーセント以上のものに限る。

（6）　次に掲げる基準を満たす現場代理人、主任技術者等を本工事の現場に配置できること。

ア　現場代理人　　工事現場に常駐できる者

※「能代市建設工事請負契約における現場代理人常駐義務の緩和措置に関する基準」により兼務を認める場合を除く。

イ　主任技術者又は監理技術者　　建設業法第２６条第１項に規定する者

※直接的かつ恒常的な雇用が必要。

（申込時において３カ月以上雇用されていること。）

ウ　専門技術者　　建設業法第２６条の２に規定する者

（7）　本工事の計画業務又は設計業務を行った者でないこと。

（8）　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立て、又は破産法（平成１６年法律第７５号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた場合は、この限りではない。

2　設計図書に関すること

（1）　設計図書等の閲覧は電子入札システムにより行うものとする。

（2）　設計図書等に対する質問は、次によるものとする。

ア　質問方法　　簡易なものを除き、書面（任意様式）を作成し、原則としてファクシミリで送付すること。

イ　提 出 先　　工事主管課

（3）　質問に対する回答は、電子入札システムにより行う。

3　入札参加申請等に関すること

（1）　入札参加申請書等

電子入札システムによる。ただし、紙入札による場合で入札に参加しようとする者は、次に掲げる書類（以下「申請書類」という。）のほか、紙入札方式参加承諾願を市長に提出すること。

ア　条件付一般競争入札参加申請書

イ　同種工事施工実績調書

ウ　配置予定技術者等の資格・工事経歴

エ　手持工事概要調書

オ　入札参加資格を証する書類

・本工事に係る建設業許可を受けていることを証する書類

※カの委任がある場合は､建設業許可申請書の別表の写しを添付すること。

・本工事に係る経営事項審査を受けていることを証する書類

・法人税（申告所得税）、消費税及び地方消費税の滞納がないことを証明する納税証明書（写しでも可）【税務署発行：納税証明書その３の３】

※申請受付期限の日以前３カ月以内に発行のもの

カ　委任状

・本工事に係る入札書の提出等について、本社から委任を受けて参加しようとする従たる営業所は委任状を提出すること。

※イ、オ及びカについて市内業者は提出不要

（２）　申請書類の入手方法

ア　交付場所　　能代市総務部契約検査課

電話番号　０１８５－８９－２２２２

※能代市のホームページからダウンロードすることもできます。

イ　交付費用　　無料

（３）　申請書類の作成

申請書類の作成に当たっては、申請書類に示す注意書きを厳守すること。

（４）　申請書類の提出及び受付

ア　提出方法　　電子入札システムによること。ただし、紙入札による場合は、下記へ書留郵便又は持参すること。

イ　提 出 先　　能代市総務部契約検査課又は二ツ井地域局総務企画課

・契約検査課（〒016-8501 秋田県能代市上町１番３号）

・総務企画課（〒018-3192 秋田県能代市二ツ井町字上台１番地１）

（５）　入札参加の辞退

入札参加申請書等を提出した者は、当該申請書等を提出したあと落札者が決定されるまでの間において入札参加資格を有しないこととなったときは、開札前にあっては入札辞退届を、開札後にあってはその旨を記載した届出書を速やかに提出しなければならない。

４　入札参加資格の確認

入札参加資格の確認は、開札後に、原則として、落札者とするための確認を行う必要がある入札参加者（以下「落札候補者」という。）について行い、その他のものについては確認を行わないものとする。

５　入札に関すること

（１）　入札書提出方法　　電子入札システムにより提出。ただし、紙入札による場合は下記へ書留郵便等で提出すること。

（２）　提　　出　　先　　能代市総務部契約検査課

（３）　入　札　金　額　　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税等相当額（消費税法（昭和６３年法律第１０８号）に基づき消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額及び地方税法（昭和２５年法律第２２６号）に基づき地方消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額をいう。）を加えた金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、当該端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約予定金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額から消費税等相当額を除した金額を入札書に記載すること。

（４）　入 札 保 証 金　　能代市財務規則（以下「規則」という。）第１１２条の規定による。

（５）　入 札 の 方 法　　規則第１１５条の規定による。

（６）　入 札 の 中 止　　入札参加者が２者に満たない場合、入札を中止する場合がある。この場合は、別に通知するものとする。

6　開札、落札決定に関すること

（1）　開札の立ち会い　　紙入札による入札参加者で、立ち会いを希望する者は、開札に立ち会うことができる。希望する者がいないときは、当該入札に関係のない職員が立ち会うものとする。

（2）　開　札　結　果　　開札の結果は、契約検査課、行政情報コーナーに掲示し、能代市ホームページに掲載及び電子入札システムの入札情報サービスにより行う。

（3）　参加資格の無い者のした入札書は無効とする。

（4）　予定価格の範囲内で入札した者（最低制限価格を設けた場合にあっては予定価格の範囲内で失格者でない者、低入札価格を設けた場合にあっては予定価格の範囲内で失格者でない者）のうち、入札価格が最も低い者を落札候補者とする。この場合において、入札価格が最も低い者が２者以上であるときは、電子入札運用基準第１５条に定めるくじの方法により順位を決定し、最上位者を落札候補者とする。

（5）　（4）の落札候補者について入札参加資格の確認を行い、資格を有することが確認された場合であって、次のいずれにも該当しないときは、当該落札候補者を落札者とする。

①落札候補者の入札価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき

②落札候補者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるとき

（6）　（5）によって落札者が決定しなかった場合は、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、入札価格が当該落札候補者の次に低い者（該当する者が２者以上である場合は、能代市公共事業電子入札運用基準第１５条に定めるくじの方法により最上位者を決定する。ただし、当該落札候補者がくじにより決定された者である場合は当該くじの次順位者とする。）を落札候補者とし、（5）の確認等を行うものとする。

（7）　落札者が決定するまで、上記方法を順次繰り返すものとする。

（8）　落札決定から契約締結までの間において、落札者が１に掲げる要件を満たさないこととなった場合は、当該落札者と契約を締結しないことができる。

7　契約締結の時期

落札者は、落札の通知を受けた日から起算して７日以内（閉庁日を除く）に契約を締結しなければ当該入札はその効力を失う。ただし、やむを得ない事由により書面をもってその期限の延長を願い出て承認を受けたときは、この限りでない。

8　その他必要な事項

（1）　申請書類に係るヒアリングは実施しないが、必要と認めた場合には説明を求める場合がある。

（2）　提出された申請書類は返却しない。また、本工事の入札参加資格の確認以外に、無断で他の目的に使用しない。

（3）　申請書類の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。

（4）　申請書類に虚偽の記載をした者は、指名停止措置を行うことがある。

（5）　落札決定通知日は、事情により変更することがある。

（6）　完成工期は、事情により変更することがある。

（7）　一括委任又は一括下請は禁止する。

（8）　請負代金は、完成検査後、請求を受けた日から４０日以内に支払う。

（9）　入札参加者は、設計図書等を熟知し、規則及び入札心得等を遵守すること。

（１０）　申請書類の作成及び提出についての問い合わせ先

能代市総務部契約検査課

電話番号　　０１８５－８９－２２２２

ファクシミリ番号　　０１８５－５４－６４６０